



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

# Press Release

宮城労働局発表  
平成28年8月15日

担	宮城労働局職業安定部 需給調整事業課長 森 洋一
当	需給調整事業課長補佐 長谷川泰弘 電話 022-292-6071

## 求職者に対する「労働セミナー」を開催

～リニューアル労働者派遣法！ 知っていますか？～

宮城労働局（局長：尾形強嗣）は、昨年9月に改正労働者派遣法が施行されたことに伴い、就職先の選択肢に派遣会社（派遣元）が見込まれる求職者等を対象に、改正労働者派遣法や労働法の周知のための労働セミナーを8月以降3月まで毎月1回開催することにいたしました。

### 記

#### 目的

平成27年9月30日に改正労働者派遣法が施行され、新たな派遣期間制限が設けられるとともに、雇用の安定化措置やキャリアアップ措置などが派遣元、派遣先事業所に求められることとなったところである。

これまで派遣元事業所等に対しては、これら改正点等について説明会などを通じ周知、指導を行ってきたところであるが、今般、派遣労働に関する求職者及び事業所間のトラブルを未然に防止するとともに、ハローワークにおいて求職活動を行う求職者の労働関係法令等に関するより一層の理解の促進を図り、適切かつ円滑な求職活動に資するため以下のとおり求職者向けのセミナーを実施するものである。

- 1 主催 宮城労働局 職業安定部 需給調整事業課（協力：ハローワーク仙台）
- 2 日時 8月23日（火）、9月27日（火）、10月27日（木）、11月22日（火）、12月22日（木）、1月26日（木）、2月21日（火）、3月23日（木）  
各日午後1時受付開始、午後1時15分から午後2時30分まで
- 3 場所 ハローワーク仙台 3階セミナー室A
- 4 対象者 ハローワーク求職者（派遣就労経験者及び希望者を含む。）  
定員40人
- 5 内容 ①改正労働者派遣法について、②労働法の基礎知識について

《求職活動をしている皆様へ》

# 労働セミナーのご案内

☆☆宮城労働局・ハローワークでは、再就職を希望する  
皆様を対象に各種セミナーを開催しています☆☆

## リニューアル労働者派遣法！知っていますか？

平成27年9月30日に改正労働者派遣法が施行され、

- 新たな派遣期間制限が設定されました。
- 改正派遣法では雇用の安定化措置やキャリアアップ措置を図るよう派遣元事業所、派遣先事業所に対し求めています。

開催日時 **8月23日(火) 13:15~14:30**

**受付開始 13:00~**

場 所 **ハローワーク仙台 3階セミナー室A**

内 容 ☆改正された労働者派遣法の主なポイント

☆働くにあたって知っておきたい労働法の基礎知識

- **参加希望の方**は、宮城労働局 職業安定部 需給調整事業課（仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎1階） あてに電話でお申し込みください。

定員（予定40名）になり次第締め切らせていただきますので、ご了承ください。

- このセミナーは**雇用保険失業給付の求職活動実績の対象**となります。

- 申し込み・問合せ先 **宮城労働局 職業安定部 需給調整事業課**

**TEL 022-292-6071**